



素 2 /

偏 53.2

第 1 問 答案用紙
(監 査 論)

問題 1

問 1

重要な虚偽表示につながる事業上のリスクを看過せず、
監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるため、Pサーション
レベルのみならず、財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示
リスクを識別し、評価することが求められている。

問 2

公認会計士、監査審査会による審査で、重要な虚偽表示リスクの決定が
適切に行われていないとの指摘があった。会計基準の改訂において会計上
の見積りが複雑化しており、国際的にも重要な虚偽表示リスクの決定の見直し
が行われた。この状況において、固有リスクから生じる虚偽表示の原因を調査すること
が、適切に重要な虚偽表示リスクを決定することに役立つと考えられ
るため、固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

重要性の基準値は、一般的に前年度の税引前当期純利益に
一定の割合を乗じて決定する。

問 2

重要性の基準値は、それぞれの会社に応じて異なるもので
ある。仮に重要性の基準値を一時的に設定すれば、監査人
は重要性の基準値に基づき、実施すべき監査手続よりも緩い手続
を実施し、重要な虚偽表示を看過するおそれや、過度に厳しい監査手続
を実施するおそれがある。したがって、適切な監査手続を実施するため
重要性の基準値は個々の監査人の判断によって決定される。



第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 3

問 1

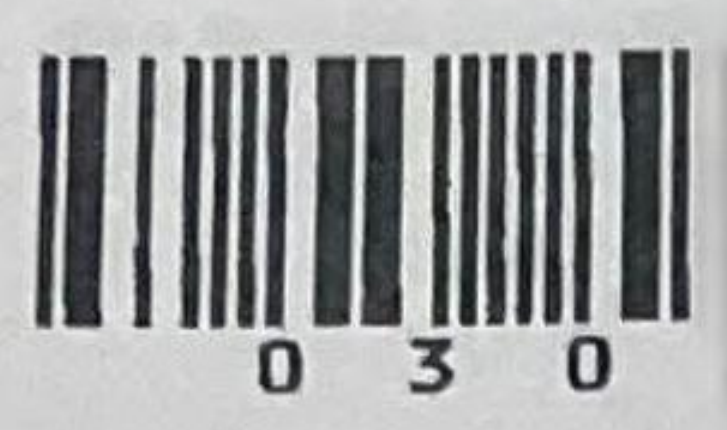
経営者は企業の内部統制を整備、運用する責任を負っており、監査人が経営者に質問を行った結果、適切に整備、運用を行っていないと判断された場合、その影響は、統制リスクを上げることにつながるため、リスク評価手続において経営者に質問しなくてはならない。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合、運用評価手続を立案し実施しなければならない。

その理由：リスク評価手続において、内部統制が有効に運用されていると想定する場合、監査人は企業の内部統制に依頼する程度を高める。内部統制が有効で依頼する場合、監査人は発見リスクを上げてよく、実証手続を軽減することが可能となる。したがって、リスク評価手続において評価した内部統制の有効性が適切であり、内部統制に依頼できることを確認するため、監査人は、運用評価手続を立案し実施しなければならない。

素 11.5
偏 49.9



第2問 答案用紙
(監査論)

問題 1

【仮定1】 監査報告書日において S社の不正に関する追加的監査証拠が得られなかったと仮定する。
【結論の種類】 限定付の結論
【根拠】 S社の不正について十分かつ適切な監査証拠を入手できず、評価できなかった事項が財務諸表に及ぼす影響に重要性があったため。

【仮定2】 追加的資料が得られ、P社グループの他部門においても同様の不正の行為があったと仮定する。
【結論の種類】 不適正の結論
【根拠】 S社とその他の部門における不正行為が財務諸表に与える影響に広範性があると判断したため。

問題 2

問 1

監査人は、P社の経営者と、S社の不正行為について協議し、連結財務諸表において、S社の不正行為をどのように扱う予定であるかについて、経営者に質問する必要がある。



第2問 答案用紙<
(監査論)

問2

監査人は、第三者委員会の調査結果を利用する場合、利用する程度を決定するために、客観性及び能力の評価を行う。そして、作業の利用の計画に付いて、第三者委員会と協議し、監査人が利用と計画している、第三者委員会の作業に関連する報告書と通読する必要がある。

問3

【記載区分】 強調事項

【記載事項】 2020年度下半期に、子会社であるS社で不正行為が行われており、その影響がP社の第20期、第21期の四半期報告書に及んでいるため、訂正した旨の財務諸表の注記を参照し、監査人が以前に出した監査報告書に付いて記載する。